

計 量 行 政 概 要

令和7年度
(令和6年度実績)

和歌山県商工労働部商工労働政策局
商工企画課

ま え が き

私たちの社会生活の中では、取引又は証明に際して、水道・ガス・電気などの使用量や食料品の量目などを対象に様々な計量行為が行われており、消費者利益を確保するために計量の適正化を図る必要があります。

このため、計量法では、計量単位の規定、正確な計量器の供給確保、適正計量の推進、内容量等の適正表示など多岐にわたる統一的な計量制度を定めています。

当課では、この計量法に基づき、特定計量器の検定・検査、立入検査等の計量業務を行っています。

この「計量行政の概要」は令和6年度に実施した計量業務の実績などについてまとめたもので、関係各位の参考資料にご活用いただければ幸いに存じます。

今後とも本県計量行政に対する一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年7月

和歌山県商工企画課長

目 次

第1章 総 説

1. 沿 革	1
2. 建物等	1
3. 所掌事務	2
4. 組 織	2
5. 決 算	
(1) 歳入決算額	3
(2) 歳出決算額	4

第2章 業 務 内 容

1. 計量関係事業の登録（届出）等	
(1) 計量関係事業の登録（届出）	5
(2) 適正計量管理事業所の指定	5
(3) 登録等の取扱件数	6
(4) 計量士	6
2. 特定計量器の検定	6
・検定等有効期間一覧表	7
・検定実績	8
3. 基準器検査	9
4. 特定計量器の検査・取締	
(1) 計量証明事業者の使用計量器検査	10
(2) 特定計量器の定期検査	11
・令和6年度 定期検査実績（市町村別）	12
(3) 定期検査に代わる計量士による検査	13
(4) 立入検査	
ア. 商品量目の立入検査	14
イ. 特定計量器の立入検査	15
ウ. 計量関係事業者等への立入検査	15
5. 計量思想の普及啓発・指導等	16
6. 登録（届出）等事業者一覧	17

〈参考資料〉

検定・検査実績

第 1 章 総 説

1. 沿 革

明治初年廃藩置県後、明治8年度量衡取締条例制定とともに度量衡業務が各県において開始され、次の変遷を経て今日に至っています。

明治	8年	8月	度量衡取締条例が制定された。
	24年	3月	度量衡法（法律第3号）が公布された。
	26年	1月	度量衡法が施行され、和歌山市西汀丁1・県庁に度量衡検定所を設置した。
昭和	13年	3月	和歌山市小松原通1丁目に県庁移転、同時に度量衡検定所も移転した。 （木造平屋建165㎡）
	20年	7月	戦災により焼失
	24年	1月	木造平屋建で新築した。（153.7㎡）
	26年	6月	計量法（法律第207号）が公布された。
	27年	9月	計量検定所を設置した。
	41年	11月	タクシメーター走行検査場を和歌山市小倉・県工業試験場敷地内に設置した。
	42年	1月	県庁北別館建設に伴い、計量検定所が1階に移転した。
	51年	8月	かいに指定され、出納員を置いた。
平成	3年	6月	タクシメーター検査場を和歌山市小倉・県工業技術センター敷地内から和歌山市西河岸町へ移転した。
	4年	5月	計量法（法律第51号）が交付された。
	5年	11月	計量法が施行された。
	12年	4月	機構改革により計量検定所を廃止し商工労働総務課計量指導班となる。
	15年	4月	組織改正により商工政策局商工労働総務課計量指導班となる。
	19年	4月	組織改正により商工政策局商工観光労働総務課計量指導班となる。
	20年	4月	組織改正により商工労働政策局商工観光労働総務課計量指導班となる。
令和	6年	4月	組織改正により商工労働政策局商工企画課計量指導班となる。

2. 建物等

（事務所）	郵便番号	〒640-8585	
	所在地	和歌山市小松原通一丁目1番地	
	電 話	(073) 432-4111	（内線）2713・2714
		(073) 441-2713	（直通）
		(073) 432-4409	（FAX）
	e-mail	e0601002@pref.wakayama.lg.jp	

（分室）タクシメーター走行検査場・検定検査室（仮設）

所 在 地	和歌山市西河岸町地先		
敷地面積	820.8㎡	建物面積	114.5㎡

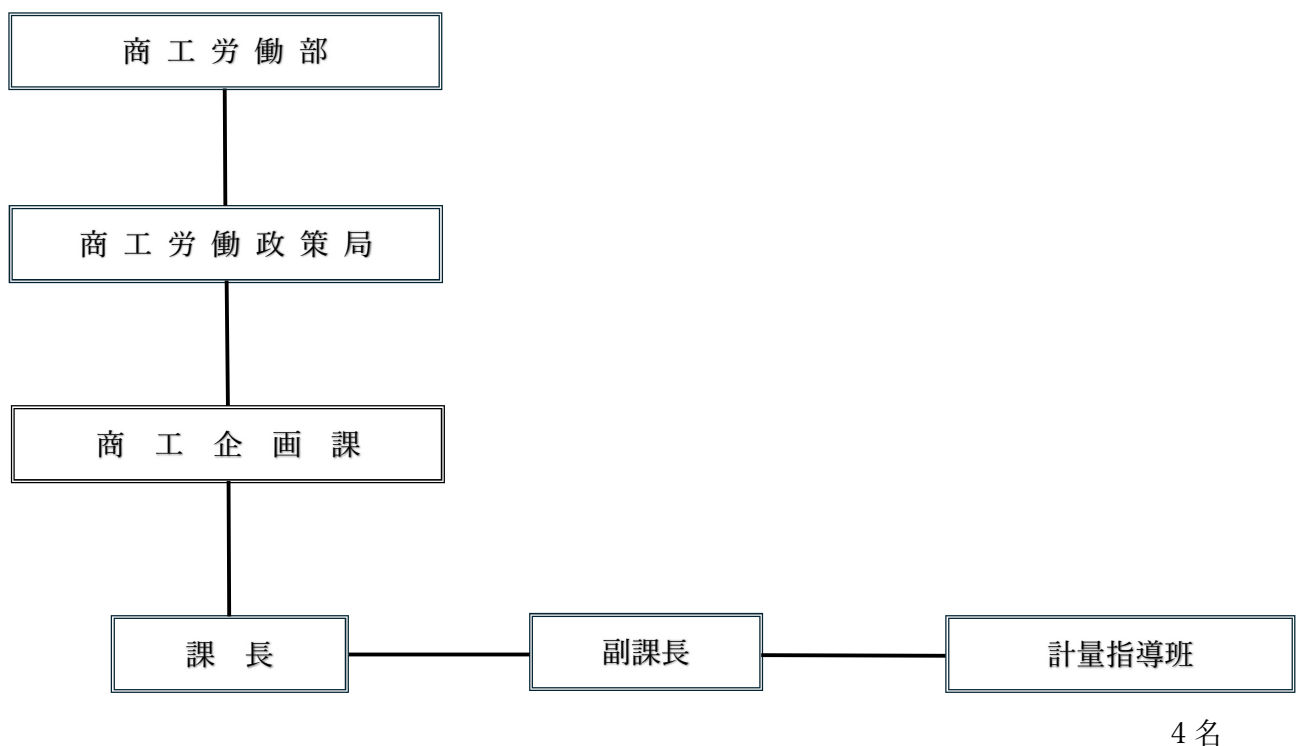
3. 所掌事務

商工企画課は、和歌山県行政組織規則第6条に基づいて設置されています。

計量指導班の所掌事務は、計量法第70条の規定による計量器の検定業務や計量法第148条の規定による立入検査業務等となっており、適正計量の実施を確保するため、次の事務を行っています。

- ① 特定計量器の製造、修理事業及び販売事業の届出に関すること。
- ② 計量証明事業の登録に関すること。
- ③ 適正計量管理事業所の指定及び指導に関すること。
- ④ 計量器の検定に関すること。
- ⑤ 基準器の検査に関すること。
- ⑥ 特定計量器の定期検査及び立入検査に関すること。
- ⑦ 計量に関する指導及び計量思想の普及に関すること。
- ⑧ 指定製造事業者に関すること。
- ⑨ 商品量目立入検査及び指導に関すること。
- ⑩ その他計量に関すること。

4. 組織



5. 決算

(1) 歳入決算額

(金額単位：円)

年 度 項 目		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業関係手数料(ア)	計量証明事業の登録	2	107,600	2	107,600	2	107,600
	計量証明事業登録証の訂正	3	5,250	2	3,500	3	5,250
	計量証明事業登録証の再交付	0	0	0	0	1	1,750
	適正計量管理事業所指定	9	22,950	1	2,550	3	7,650
	適正計量管理事業所検査	0	0	0	0	0	0
	各 種 証 明	12	4,920	24	9,840	27	11,070
	小 計	26	140,720	29	123,490	36	133,320
特定検査手数料(イ)	検 定	1,997	2,636,050	1,840	2,253,750	1,721	1,932,520
	うち						
	タクシーメーター	1,212	848,400	1,238	866,600	1,195	836,500
	燃料油メーター	764	1,592,300	585	1,199,250	479	995,000
	その他	21	195,350	17	187,900	47	101,020
	基準器検査	275	388,900	336	418,840	315	267,470
	環境計量器検査	22	1,426,800	11	1,006,700	23	1,079,800
	小型はかり定期検査	3,755	2,263,000	2,840	2,339,150	3,698	2,447,200
	大型はかり定期検査・計量証明検査	103	2,091,000	151	3,126,000	124	2,575,400
	小 計	6,152	8,805,750	5,178	9,144,440	5,881	8,302,390
納 付 金 (ウ)			731,690		638,150		697,540
合 計 (ア)+(イ)+(ウ)		6,178	9,678,160	5,207	9,906,080	5,917	9,133,250

(2) 歳出決算額

(款) 商工費 (項) 工鉦業費 (目) 計量検定費

(単位: 円)

科 目 \ 年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
報 償 費	32,400	21,600	32,400
旅 費	962,520	981,756	1,001,450
需 用 費	1,181,004	736,360	952,818
消 耗 品 費	127,544	48,484	178,782
印 刷 製 本 費	53,460	61,050	69,080
光 熱 水 費	450,000	422,336	436,556
修 繕 費	550,000	204,490	268,400
役 務 費	1,505,350	1,343,210	1,290,850
通 信 運 搬 費	0	211,200	154,990
保 管 料	171,600	171,600	171,600
手 数 料	1,333,750	960,410	964,260
委 託 料	3,612,950	5,649,600	4,767,950
使用料及び賃借料	281,310	237,640	274,340
備 品 購 入 費	0	0	0
負担金、補助及び交付金	360,300	599,074	538,204
負 担 金	16,000	16,000	16,000
交 付 金	344,300	583,074	522,204
合 計	7,935,834	9,569,240	8,858,012

第 2 章 業 務 内 容

1. 計量関係事業の登録（届出）等

（1）計量関係事業の登録（届出）

適正な計量を確保するため、特定計量器の製造事業を行おうとする者は経済産業大臣、修理・販売事業を行おうとする者は、知事への届出が必要です。

なお、計量証明事業を行おうとする者には知事への登録が必要です。

現在の事業届出及び登録状況は、次のとおりです。

《事業届出及び登録状況》

（令和 7 年 3 月 3 1 日 現在）

事業種類 (根拠法令)	届出及び登録件数 (届出及び登録者数)	事業区分別件数	
製造 (法第 4 0 条)	1 9 (7)	質量計 4 分銅等 2 ガスメーター 2 圧力計 2 水道メーター 2	ホッパースケール 1 充填用自動はかり 4 自動捕捉式はかり 1 その他の自動はかり 1
修 理 (法第 4 6 条)	4 0 (1 8)	タクシーメーター 3 分銅等 3 自動車等給油メーター 1 小型車載燃料油メーター 1 ホッパースケール 2 充填用自動はかり 2 その他の自動はかり 2	質量計 9 自重計 5 圧力計 4 濃度計 4 コンベヤスケール 2 自動捕捉式はかり 2
販 売 (法第 5 1 条)	1 5 0	質量計 1 5 0	
計量証明 (法第 1 0 7 条)	9 4 (7 8)	質量 7 3 体積 2 音圧レベル 4	濃度 1 1 振動加速度レベル 4

（2）適正計量管理事業所の指定

計量器を使用している事業所で、取引又は証明を目的として使用している計量器の検査ができる設備とその資格を持った計量士を配慮し、計量管理を自主的に推進する事業所は、経済産業大臣又は知事の指定を受けることができます。（法第 1 2 7 条）

この指定を受けると、知事又は特定市町村長（本県では和歌山市長のみ）の行う計量器の定期検査を受ける義務は免除されるとともに、対外的に信用を増す等の利点があります。

令和 7 年 3 月 3 1 日現在の指定状況は、次のとおりです。

《適正計量管理事業所指定状況》

知事指定事業所数
5 1 9

(3) 登録等の取扱件数

計量証明事業者、適正計量管理事業所の登録・指定等に関する最近3ヵ年の取扱件数は、次表のとおりです。（法第107条、127条）

《年度別取扱実績》

区 分 \ 年 度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	手数料 (円)	件数	手数料 (円)	件数	手数料 (円)
計 量 証 明	新規登録	2	107,600	2	107,600	2	107,600
	再 交 付	0	0	0	0	1	1,750
	訂 正	3	5,250	2	3,500	3	5,250
	登記簿謄本交付	0	0	0	0	0	0
	計	5	112,850	4	111,100	6	114,600
適正計量管理事業所指定		9	22,950	1	2,550	3	7,650
適正計量管理事業所検査		0	0	0	0	0	0
合 計		14	135,800	5	113,650	9	122,250

(4) 計量士

計量士は、計量器の安全整備、計量の正確性の保持、計量方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講じることが職務とするものであって、計量士になろうとするものは、計量士の区分に従い経済産業大臣の登録を受けなければなりません。（法第122条）

《最近3ヵ年の計量士登録件数》

区 分 \ 年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般計量士	2	0	1
環境計量士(濃度)	3	1	2
環境計量士(騒音・振動)	0	0	1
合 計	5	1	4

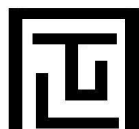
2. 特定計量器の検定

商取引又は証明に使用する特定計量器は、検定を受け、これに合格したものでなければ使用することができません。（法第16条）

検定は、特定計量器の種類により経済産業大臣・都道府県知事・日本電気計器検定所及び指定検定機関がそれぞれ実施していますが、そのうち一般に使用される特定計量器については、都道府県知事が行っています。（法第70条）

検定に合格した特定計量器には、次のような検定証印等と検定の有効期間が附されます。

検定証印



装置検査証印



検定有効年・月

2025・5

(注) 2025年5月末までの有効期間を表します。

なお、特定計量器によっては検定等の有効期間が定められており、次に示す特定計量器はこの期間を経過した場合に改めて検定等を受けなければなりません。

《検定等の有効期間一覧表》

特 定 計 量 器	有効期間	備考
タクシーメーター	1 年	
水道メーター	8 年	
温水メーター	8 年	
燃料油メーター	7 年	イ. 自動車の燃料タンク等に燃料油を充填するための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの
	5 年	ロ. イに掲げるもの以外のもの
液化石油ガスメーター	4 年	
ガスメーター	1 0 年	イ. 計ることができるガスの総発熱量が 1 立方メートルにつき 90 マジジュール未満であって、使用最大流量が 16 立方メートル毎時以下のもの（都市ガス用）
	1 0 年	ロ. 計ることができるガスの総発熱量が 1 立方メートルにつき 90 マジジュール以上であって、使用最大流量が 6 立方メートル毎時以下のもの（液化石油ガス用）
	7 年	ハ. イ又はロに掲げるもの以外のもの
積算熱量計	8 年	
最大需要電力計	7 年	イ. 電子式のもの
	5 年	ロ. イに掲げる以外のもの
電力量計	1 0 年	イ. 定格電圧が 300 ボルト以下の電力量計（変圧器とともに使用されるもの及びロ（2）のものを除く。）
	7 年	ロ. 定格電圧が 300 ボルト以下の電力量計のうち次のもの (1)定格 1 次電流が 120 アンペア以下の変流器とともに使用されるもの（定格 1 次電流が 300 ボルトを超える変圧器とともに使用されるものを除く。） (2)定格電流が 20 アンペア又は 60 アンペアのもの（電子式のものを除く。） (3)電子式のもの（イ及び(1)に掲げるものを除く。）
	5 年	ハ. イ又はロに掲げるもの以外のもの
無効電力量計	7 年	イ. 電子式のもの
	5 年	ロ. イに掲げる以外のもの
照 度 計	2 年	
騒 音 計	5 年	
振動レベル計	6 年	
濃 度 計	2 年	イ. ガラス電極式水素イオン濃度検出器
	6 年	ロ. ガラス電極式水素イオン濃度指示計
	8 年	ハ. イ及びロに掲げるもの及び酒精度浮ひょう以外のもの

《最近３ヵ年の検定実績》

種 類			年 度			令 和 4 年 度			令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
						個 数	不合格数	手 数 料 (円)	個 数	不合格数	手 数 料 (円)	個 数	不合格数	手 数 料 (円)
検 定 積 計	タクシーメーター					1,212	0	848,400	1,238	0	866,600	1,195	0	836,500
	質 量 計	電気抵抗線式はかり等				19	1	195,150	10	0	143,100	31	0	99,500
	体 積 計	自動車等給油メーター				631	0	1,293,550	474	2	971,700	360	0	738,000
		小型車載燃料油メーター				102	0	209,100	85	0	174,250	89	0	182,450
		大型車載燃料油メーター				18	0	36,900	23	0	47,150	26	0	53,300
		定置式燃料油メーター				7	0	14,350	3	0	6,150	1	0	2,050
		簡易式燃料油メーター				0	0	0	0	0	0	0	0	0
		液化石油ガスメーター				6	0	38,400	7	0	44,800	3	0	19,200
		膜式ガスメーター				2	0	200	0	0	0	12	0	1,200
		その他				0	0	0	0	0	0	4	0	320
		小 計				766	0	1,592,500	592	2	1,244,050	495	0	996,520
	合 計					1,997	1	2,636,050	1,840	2	2,253,750	1,721	0	1,932,520

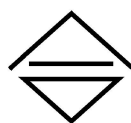
3. 基準器検査

基準器は、計量器の検定・検査用のほか、計量器の製造・修理事業者及び適正計量管理事業所の指定を受けたものが、計量器の正確度をチェックするため設置が義務づけられているもので、高い精度が要求されるので慎重に取り扱われています。（法第102条）

基準器検査は、基準器の区分により経済産業大臣・都道府県知事又は日本電気計器検定所がそれぞれ実施していますが、そのうち基準分銅・基準台はかりの一部、タクシーメーター用基準器及び基準ガスメーターの一部については、都道府県知事が行っています。

なお、基準器検査に合格した基準器には、次の基準器検査証印が附されます。
また、有効期限については基準器に表示せず「基準器検査成績書」に記載されます。

基準器検査証印



《最近3カ年の基準器の検査実績》

種 類		令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準台手動はかり	検査個数	0	0	0
	不合格数	0	0	0
	手数料（円）	0	0	0
1級基準分銅（F-2）	検査個数	0	8	0
	不合格数	0	0	0
	手数料（円）	0	39,700	0
2級基準分銅（M-1）	検査個数	123	159	128
	不合格数	0	0	0
	手数料（円）	93,140	117,020	96,620
3級基準分銅（M-2）	検査個数	139	160	183
	不合格数	0	0	0
	手数料（円）	85,760	96,520	107,050
基準タンク	検査個数	4	0	1
	不合格数	0	0	0
	手数料（円）	54,400	0	13,600
基準湿式ガスメーター	検査個数	7	9	2
	不合格数	0	0	0
	手数料（円）	128,800	165,600	36,800
基準面積板	検査個数	0	0	0
	不合格数	0	0	0
	手数料（円）	0	0	0
タクシーメーター 装置検査基準器	検査個数	2	0	1
	不合格数	0	0	0
	手数料（円）	26,800	0	13,400
合 計	検査個数	275	336	315
	不合格数	0	0	0
	手数料（円）	388,900	418,840	267,470

4. 特定計量器の検査・取締

(1) 計量証明事業者の使用計量器検査

計量証明事業者は、計量証明に使用する計量器については、定められた年数毎に都道府県知事の検査を受けなければなりません。（法第116条）

《計量証明事業使用計量器の検査実績》

種 類			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
質 量 計	電気抵抗線式はかり	検査個数	19	40	23
		うち不合格数	0	0	0
		手数料(円)	527, 000	1, 154, 600	633, 900
	その他の手動はかり	検査個数	0	0	0
		うち不合格数	0	0	0
		手数料(円)	0	0	0
騒 音 計	性能が普通である旨の表記のある騒音計	検査個数	5	1	3
		うち不合格数	0	0	0
		手数料(円)	113, 500	22, 700	68, 100
	性能が高い旨の表記のある騒音計	検査個数	2	0	1
		うち不合格数	0	0	0
		手数料(円)	74, 600	0	37, 300
振動レベル計		検査個数	4	1	7
		うち不合格数	0	0	0
		手数料(円)	129, 600	32, 400	226, 800
濃 度 計	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	検査個数	2	1	6
		うち不合格数	0	0	0
		手数料(円)	50, 600	25, 300	151, 800
	化学発光式窒素酸化物濃度計	検査個数	3	3	2
		うち不合格数	0	0	0
		手数料(円)	493, 900	405, 500	211, 400
	磁気式酸素濃度計	検査個数	2	2	0
		うち不合格数	1	0	0
		手数料(円)	186, 200	186, 200	0
	非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	検査個数	1	1	2
		うち不合格数	0	0	0
		手数料(円)	99, 100	143, 300	198, 200
	非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	検査個数	0	1	0
		うち不合格数	0	0	0
		手数料(円)	0	98, 200	0
	ジルコニア式酸素濃度計	検査個数	3	1	2
		うち不合格数	0	0	0
		手数料(円)	279, 300	93, 100	186, 200
合 計		検査個数	41	51	46
		うち不合格数	1	0	0
		手数料(円)	1, 953, 800	2, 161, 300	1, 713, 700

(2) 特定計量器の定期検査

計量器の定期検査は、取引又は証明に使用する計量器のうち、はかり・分銅・おもりを対象として、下記の8市20町1村において2年に1回実施しています。（法第19条）
（和歌山市は特定市であり独自で検査を実施しています。）

定期検査は、知事が指定した期日・場所で行うものと、計量器が土地・建物に取り付けられているために、その所在場所で行うものがあり、この検査に合格したものには合格ラベルを貼ります。

一方、不合格になったものには検定証印等を抹消し、不合格ラベルを貼るとともに、修理・廃棄等の事後処理を指導して不合格計量器の使用防止を図っています。

定期検査合格ラベル



《定期検査実施市町村》

	令和6年度	令和7年度	備 考
橋本市		○	
紀の川市	○		
海南市	○		
有田市	○		
御坊市		○	
田辺市	○	○	偶数年度：田辺市本宮町 奇数年度：本宮町を除く田辺市
新宮市	○		
岩出市	○		
海草郡	○		1町 紀美野町
伊都郡		○	3町 かつらぎ町・九度山町・高野町
有田郡	○		3町 湯浅町・広川町・有田川町
日高郡		○	6町 美浜町・日高町・由良町・日高川町 みなべ町・印南町
西牟婁郡		○	3町 白浜町・上富田町・すさみ町
東牟婁郡	○		4町1村 那智勝浦町・太地町・串本町 古座川町・北山村

《最近3ヵ年の定期検査実績》

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
小型	検査個数	3,755	2,840	3,698
	手数料(円)	2,263,000	2,339,150	2,447,200
大型	検査個数	84	111	101
	手数料(円)	1,564,000	1,971,400	1,941,500
合計	検査個数	3,839	2,951	3,799
	手数料(円)	3,827,000	4,310,550	4,388,700

令和6年度 定期検査実績 (市町村別)

項目 市町村名	検査日数	検査人員	検査場所	受検戸数	検査個数の内訳		合 計	不合格個数の内訳		合 計	不合格率 %	検査手数料
					はかり	分銅類		はかり	分銅類			
海 南 市	5	13	11	123	200	200	400	0	0	0	0.00	202,100
有 田 市	4	10	6	121	242	142	384	0	0	0	0.00	244,200
岩 出 市	1	3	1	54	83	1	84	0	0	0	0.00	98,550
田 辺 市 本 宮 町	1	2	1	13	22	0	22	0	0	0	0.00	24,900
新 宮 市	5	13	6	130	224	38	262	0	0	0	0.00	257,150
紀 の 川 市	6	14	7	157	297	111	408	0	0	0	0.00	351,800
市 合 計 (ア)	22	55	32	598	1,068	492	1,560	0	0	0	0.00	1,178,700
紀 美 野 町	3	7	6	44	70	66	136	0	0	0	0.00	73,900
海 草 郡 合 計	3	7	6	44	70	66	136	0	0	0	0.00	73,900
広 川 町	2	5	2	47	92	40	132	0	0	0	0.00	85,500
湯 浅 町	4	13	3	137	172	55	227	0	0	0	0.00	213,650
有 田 川 町	7	22	9	311	538	638	1,176	0	0	0	0.00	445,300
有 田 郡 合 計	13	40	14	495	802	733	1,535	0	0	0	0.00	744,450
串 本 町	4	11	5	109	182	25	207	0	0	0	0.00	192,550
那 智 勝 浦 町	4	8	8	82	118	35	153	0	0	0	0.00	136,250
北 山 村	1	2	1	6	7	0	7	0	0	0	0.00	10,500
太 地 町	1	2	1	22	50	5	55	0	0	0	0.00	59,850
古 座 川 町	2	4	3	25	39	0	39	0	0	0	0.00	44,400
東 牟 婁 郡 合 計	12	27	18	244	396	65	461	0	0	0	0.00	443,550
郡 合 計 (イ)	28	74	38	783	1,268	864	2,132	0	0	0	0.00	1,261,900
持 込 検 査 (ウ)	4			4	6	0	6	0	0	0	0.00	6,600
小型はかり合計 (7) + (4) + (9)	54	129	70	1,385	2,342	1,356	3,698	0	0	0	0.00	2,447,200
大型はかり合計	33	60	91	91	101		101	0		0	0.00	1,941,500
総 合 計	87 日	189 人	161 ヵ所	1,476 戸	2,443 個	1,356 個	3,799 個	0 個	0 個	0 個	0.00 %	4,388,700 円

(3) 定期検査に代わる計量士による検査

知事が行う定期検査に代わり計量士が行う検査（法第25条）で、特定市である和歌山市を除く、県内の実施状況は次のとおりです。

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
電気式はかり	1,403	0	1,477	0	673	0
手動天びん	0	0	0	0	0	0
等比皿手動はかり	0	0	0	0	0	0
棒はかり	0	0	0	0	0	0
その他の手動式はかり	25	0	5	0	0	0
ばね式はかり	48	0	114	0	30	0
手動指示併用はかり	0	0	0	0	1	0
その他の指示はかり	1	0	0	0	9	0
小計	1,477	0	1,596	0	713	0
分銅	0	0	0	0	0	0
定量おもり	0	0	0	0	0	0
定量増おもり	30	0	0	0	15	0
小計	30	0	0	0	15	0
合計	1,507	0	1,596	0	728	0

(4) 立入検査

消費者に不利益を及ぼす諸要素を排除し、取引の安全を図るため、商店、工場、事業者等に対し、立入検査を行っています。（法第148条）

ア. 商品量目の立入検査

商店におけるパック詰め商品等の内容量及び計量方法等について検査を行います。

（法第10～15条）

※立入検査については、平成22年4月より県から市町村へ権限を移譲し、年2回実施していますが、令和6年度は下記の市町村で実施しました。

実施時期 前期：令和6年6月1日～令和6年8月30日まで

後期：令和6年10月1日～令和6年12月20日まで

実施市町村・・・田辺市、岩出市、湯浅町、有田川町、海南市、橋本市、御坊市、新宮市、紀の川市、九度山町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町

※和歌山市は特定市であり、独自で検査を実施しています。

《令和6年度立入検査実績（正味量表記商品）》

前期及び後期の合算

商品分類	検査戸数	不適正戸数		検査個数	正量	不適正個数				処理件数		
		不足	(%)			不足	(%)	過量	(%)	勧告	公表	命令
食肉	18	0	0.0	275	275	0	0.0	0	0.0	0	0	0
食肉の加工品	11	0	0.0	121	120	0	0.0	0	0.0	0	0	0
魚介類	20	0	0.0	381	377	0	0.0	0	0.0	0	0	0
魚介類の加工品	7	0	0.0	96	91	0	0.0	0	0.0	0	0	0
野菜	14	0	0.0	162	162	0	0.0	0	0.0	0	0	0
野菜の加工品	1	1	100.0	23	22	1	4.3	0	0.0	0	0	0
農産物の漬物	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
果実	1	0	0.0	3	3	0	0.0	0	0.0	0	0	0
果実の加工品	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
調理食品	10	0	0.0	128	117	0	0.0	0	0.0	0	0	0
つくだに	1	0	0.0	8	8	0	0.0	0	0.0	0	0	0
その他の調理食品	2	0	0.0	10	10	0	0.0	0	0.0	0	0	0
茶類	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
菓子類	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
精米及び精麦	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
穀類	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
穀類の加工品	2	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
めん類	3	0	0.0	44	41	0	0.0	0	0.0	0	0	0
調味料類	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
その他	1	0	0.0	12	12	0	0.0	0	0.0	0	0	0
非特定商品	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
合計（延べ戸数）	91	1	1.1	1,263	1,238	1	0.1	0	0.0	0	0	0
合計（実戸数）	23	0	0.0									

イ. 特定計量器の立入検査

燃料油メーター事業者（ガソリンスタンド等）、石油ガスメーター事業者、水道メーター事業者に対して、器差及び有効期限等について立入検査を行います。検査結果については、次のとおりです。

a. 燃料油メーター

（令和 6 年度実績）

立入検査実施事業者数 : 39 事業者

違反事業者数 : 22 事業者

検査 日数	検査 延べ人数	検査 戸数	不適正 戸数	不適正率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正率 (%)	不適正理由別個数			
								器差	期限切	構造	封印等
4	8	39	22	56.4	298	35	11.7	—	35	—	—

b. 石油ガスメーター

（令和 6 年度実績）

立入検査実施事業者数 : 34 事業者

違反事業者数 : 13 事業者

検査 日数	検査 延べ人数	検査 戸数	不適正 戸数	不適正率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正率 (%)	不適正理由別個数			
								器差	期限切	構造	封印等
5	10	34	13	38.2	9,932	231	2.3	—	231	—	—

c. 水道メーター

（令和 6 年度実績）

立入検査実施事業者数 : 8 事業者

違反事業者数 : 3 事業者

検査 日数	検査 延べ人数	検査 戸数	不適正 戸数	不適正率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正率 (%)	不適正理由別個数			
								器差	期限切	構造	封印等
2	4	8	3	37.5	123,658	41	0.04	—	41	—	—

ウ. 計量関係事業者等への立入検査

製造事業者、修理事業者、計量証明事業者、適正計量管理事業所に対して、計量法に定められている規定の実施状況について立入検査を行います。検査結果（令和 6 年度）については、次のとおりです。

事業種	検 査 日 数	検 査 延べ人数	検 査 戸 数	不適正 戸数	不 適 正 理 由 別 個 数				
					登録内容 等の不備	管理体制 等の不備	検査制度 等の不備	事業規程 等の不備	その他
指定製造	2	4	2	0	—	—	—	—	—
修理・製造	0	0	0	0	—	—	—	—	—
計量証明（一般）	4	8	12	2	—	—	—	—	2
計量証明（環境）	3	6	4	0	—	—	—	—	—
適正管理	3	6	3	0	—	—	—	—	—
販売	0	0	0	0	—	—	—	—	—

5. 計量思想の普及啓発・指導等

県民の計量思想を啓発し、適正な計量の普及促進を図るため、下記事業を実施しました。

(1)計量取締り協議会

計量特定市（和歌山市）と協議会を開催し、計量関係業務の連絡調整を行いました。

実 施 日 時	令和6年9月5日（木）13：30～
実 施 場 所	和歌山県庁 商工企画課相談室 A
議 題	1. 令和6年度（令和5年度実績）事業報告等 2. その他（意見交換等）

(2)計量記念日事業

11月1日の計量記念日を中心に次の行事を実施しました。

※計量記念日普及広報活動

- 計量記念日ポスター、パンフレットの配布
- 県庁内掲示板に計量記念日のポスターの掲示

(3)主任計量者

計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準（平成5年通商産業省告示第549号）に基づき、一般計量証明事業に携わる者を対象とした「主任計量者試験」を2回実施しました。

令和6年度の実施結果は次のとおりです。

（単位：名）

	実施年月日	受 験 者 数	合 格 者 数
第1回	令和6年8月28日	5	4
第2回	令和7年2月26日	8	8
計		13	12

6. 登録（届出）等事業者一覧

令和6年度末現在の製造・修理・販売及び計量証明事業の登録（届出）事業者、並びに適正計量管理事業所の指定事業所は、次のとおりです。

【製 造 事 業 者】

届出件数19件（届出者数7件）

	氏 名 又 は 名 称	事業所の所在地	届 出 区 分
1	(株)畑山製衡所	和歌山市禰宜瓜畑	質量計1・2類、分銅等 圧力計1・2類 充填用自動はかり 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
2	アズビル金門エネルギープロダクツ(株)和歌山工場	御坊市塩屋町	ガスメーター1・2類
3	(株)ニッコク関西工場	岩出市岡田	水道メーター1・2類
4	アイワ技研工業(株)	和歌山市金谷	充填用自動はかり
5	(株)メイワ	紀の川市長田中	充填用自動はかり
6	東洋ライス(株)	和歌山市黒田	ホッパースケール 充填用自動はかり
7	(有)誠心理化	海南市岡田	質量計1・2類、分銅等

*アズビル金門エネルギープロダクツ(株)和歌山工場及び(株)ニッコク関西工場は
指定製造事業者（法第90条、経済産業大臣）の指定も受けている。

【修 理 事 業 者】

届出件数 40 件（届出者数 18 件）

	氏 名 又 は 名 称	工場又は事業所の所在地	届 出 区 分
1	(有)日米商会	和歌山市小松原	タクシメーター
2	(株)庵田自動車商会	和歌山市梶取 田辺市新庄町 新宮市緑ヶ丘	自重計
3	(有)小川電気商会	有田川町徳田	自重計
4	(株)高柳電機サービス	和歌山市二筋目	自重計
5	日本製鉄(株)	和歌山市湊・海南市船尾	質量計 1・2 類、分銅等
6	鎌田理化医療器(株)	和歌山市十番丁	濃度計
7	和歌山インダ(株)	和歌山市毛見	質量計 1・2 類 ホップスケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
8	(有)和歌山計量器サービス	海南市岡田	質量計 1・2 類、分銅等
9	平岡利巳	和歌山市狐島	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター
10	東芝テックソリューションサービス(株)	和歌山市黒田	質量計 1 類
11	アズビル(株)	和歌山市七番丁	圧力計 1・2 類
12	レイズネクスト(株)	有田市初島町浜	圧力計 1・2 類
13	(株)岡部メーター商会	和歌山市湊御殿	タクシメーター
14	(有)誠心理化	海南市岡田	質量計 1・2 類・分銅等 ホップスケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
15	いすゞ自動車近畿(株)	和歌山市小豆島	自重計
16	(株)木内計測	和歌山市紀三井寺	濃度計 1・2・3 類
17	(有)山健重機整備	和歌山市中	自重計
18	(有)アップロード	紀の川市北勢田	タクシメーター

【 特定計量器販売事業届出者数 】

(市郡別質量計販売事業者数)

市町村名	届出者数
和歌山市	4 1
海 南 市	6
橋 本 市	7
有 田 市	2
御 坊 市	1 0
田 辺 市	1 0
新 宮 市	3
紀の川市	2
岩 出 市	6
海 草 郡	1
伊 都 郡	3
有 田 群	1 0
日 高 郡	9
西牟婁郡	5
東牟婁郡	4
和歌山県外	3 1
合 計	1 5 0

【 計 量 証 明 事 業 者 】

登録件数 9 2 件（登録者数 7 7 件）

	氏 名 又 は 名 称	事業所の所在地	登 録 区 分
1	和歌山プレス(株)	和歌山市狐島	質量にかかる証明
2	ENEOS 和歌山石油精製(株)	海南市藤白	質量にかかる証明
3	築野食品工業(株)	かつらぎ町丁ノ町 4ヶ所	質量にかかる証明
4	(一社) 日本海事検定協会	和歌山市松江西	体積・質量にかかる証明
5	(一社) 日本貨物検数協会	和歌山市築港	質量にかかる証明
6	(株) 古勝	有田川町天満	質量にかかる証明
7	安田金属興業(株)	和歌山市梶取・小雑賀	質量にかかる証明
8	菊本博之	和歌山市元町奉行丁	質量にかかる証明
9	木村金属工業(株)	有田川町小島	質量にかかる証明
10	大岩石油 (株)	和歌山市湊青岸	質量にかかる証明
11	コスモ石油ルブリカンツ(株)	海南市下津町下津	質量にかかる証明
12	(株)はまだ	紀の川市中井阪	質量にかかる証明
13	(有)井上金属リサイクル	和歌山市塩屋	質量にかかる証明
14	(一社) 和歌山県薬剤師会	和歌山市雑賀屋町	濃度にかかる証明
15	(有)和歌山アナライズ	岩出市山	濃度にかかる証明
16	和建技術(株)	和歌山市紀三井寺	濃度・音圧レベル・振動加 速度レベルにかかる証明
17	協同組合中紀環境化学	湯浅町湯浅	濃度にかかる証明
18	東亜生コン(株)	有田市初島町里	質量にかかる証明
19	(株)資源開発	田辺市文里	質量にかかる証明
20	(株)栗山商店	和歌山市川辺 2ヶ所	質量にかかる証明
21	(株)キワ	和歌山市土佐町	質量にかかる証明
22	浅川組運輸(株)	和歌山市湊薬種畑の坪	質量にかかる証明
23	(株)ライオンズ興産	海南市下津町方	質量にかかる証明
24	日鉄テクノロジー(株)	和歌山市湊	濃度・音圧レベル・振動加 速度レベルにかかる証明
25	ミナベ化工(株)	みなべ町気佐藤	質量にかかる証明
26	(株)松田商店	和歌山市西河岸町	質量にかかる証明
27	南海化学 ((株)	和歌山市小雑賀・湊	質量にかかる証明
28	大東コンクリート(有)	岩出市溝川	質量にかかる証明
29	エコ和歌山(株)	田辺市稲成町	濃度にかかる証明
30	めらリサイクル(株)	和歌山市西浜	質量にかかる証明

	氏 名 又 は 名 称	事業所の所在地	登 録 区 分
31	(株)貴志安商店	和歌山市雄松町	質量にかかる証明
32	西本照夫	橋本市高野口町小田	質量にかかる証明
33	(有)火の国産業	和歌山市西浜	質量にかかる証明
34	重丸海運(有)	海南市日方	質量にかかる証明
35	(有)日置川清掃	白浜町大古	質量にかかる証明
36	(株)寺本建設	みなべ町谷口	質量にかかる証明
37	(株)湊	有田川町長田	質量にかかる証明
38	大栄環境(株)	紀の川市粉河 御坊市塩屋町 和歌山市西浜	質量にかかる証明
39	(株)まえだ住宅設備	橋本市神野々	質量にかかる証明
40	(株)杉本興業	和歌山市吐前	質量にかかる証明
41	(株)トップラン	和歌山市西浜	質量にかかる証明
42	(有)志場商店	白浜町才野	質量にかかる証明
43	合同リサイクルセンター(株)	有田川町吉見	質量にかかる証明
44	(株)サイエンス和歌山	海南市大野中	濃度にかかる証明
45	和歌山スチール協同組合	和歌山市本渡	質量にかかる証明
46	(株)木村商店	和歌山市下和佐	質量にかかる証明
47	(有)コーヨー	和歌山市西浜	質量にかかる証明
48	(株)玖保忠	和歌山市出島	質量にかかる証明
49	(株)サンコークリエイト和歌山	和歌山市栗栖	質量にかかる証明
50	環境カンファレンス(株)	和歌山市砂山南	濃度・音圧レベル・振動加 速度レベルにかかる証明
51	(株)ヴァイオス	紀の川市桃山町調月	質量にかかる証明
52	(株)蒲田嵩商店	上富田町朝来	質量にかかる証明
53	(有)浜口商事	和歌山市中島	質量にかかる証明
54	和歌山懸ヘルス興業(株)	紀の川市桃山町最上	質量にかかる証明
55	(株)産九	和歌山市湊	質量にかかる証明
56	(株)金村和男商店	和歌山市向	質量にかかる証明
57	和歌山代用燃料(株)	和歌山市西浜	質量にかかる証明
58	(有)小山金属	和歌山市福島	質量にかかる証明
59	(株)平成建機	和歌山市出島	質量にかかる証明
60	(有)はまゆう園	海南市大野中	質量にかかる証明
61	エコマネジメント(株)	和歌山市西浜	質量にかかる証明
62	和歌山県農業協同組合連合会	紀の川市桃山町調月	濃度にかかる証明

	氏 名 又 は 名 称	事業所の所在地	登 録 区 分
63	(株)ケイ・エステクノロジー	橋本市紀ノ光台	濃度にかかる証明
64	紀和産業協業組合	橋本市隅田町	質量にかかる証明
65	(有)環境クリエイト	田辺市神子浜	質量にかかる証明
66	阪和工業(株)	湯浅町吉川	質量にかかる証明
67	(株)前田商店	和歌山市冬野	質量にかかる証明
68	(有)楠見建材	和歌山市西浜	質量にかかる証明
69	(株)峠商店	和歌山市本渡	質量にかかる証明
70	(株)玉置建材	和歌山市本協	質量にかかる証明
71	(株)蒲田辰商店	田辺市中芳養	質量にかかる証明
72	サンワ南海リサイクル(株)	和歌山市湊	質量にかかる証明
73	(株)エビスわかやま	和歌山市西浜	質量にかかる証明
74	(株)石井建材店	有田市港町	質量にかかる証明
75	(株)山本スクラップ	御坊市島	質量にかかる証明
76	(株)新栄組	和歌山市西浜	質量にかかる証明
77	(株)シンアンドケイ商事	海南市冷水	質量にかかる証明

【 適正計量管理事業所 】

知事指定

氏 名 又 は 名 称	事業所の所在地等	指定年月日	事業所数
日本郵便株式会社（県）	和歌山県内 （和歌山市を除く）	平 1 9 ・ 1 0 ・ 1	2 4 4
日本郵便株式会社（特定市）	和歌山市内	平 1 9 ・ 1 0 ・ 1	7 3
日本製鉄(株)関西製鉄所	和歌山市内	昭 2 7 ・ 1 1 ・ 8	1
	海南市船尾	昭 5 5 ・ 8 ・ 9	1
日本通運(株)和歌山支店	和歌山市湊	昭 2 8 ・ 3 ・ 5	4
	御坊市藤白		1
	田辺市新庄町		1
和歌山県薬局協同組合	和歌山市内 海南市内 海草郡内	昭 2 9 ・ 7 ・ 2	1 8 5
ENEOS(株)和歌山製造所	有田市初島町浜	昭 3 3 ・ 3 ・ 3 1	1
コスモ石油ルブリカンツ(株) 下津工場	海南市下津町下津	昭 6 1 ・ 4 ・ 4	1
三菱電線工業(株)箕島製作所	有田市箕島	昭 3 5 ・ 2 ・ 1 8	1
花王(株)和歌山工場	和歌山市湊	昭 4 4 ・ 7 ・ 2 3	1
(株)近鉄百貨店 和歌山店	和歌山市友田町	昭 5 1 ・ 6 ・ 1 9	1
イオンリテール(株)イオン新宮店	新宮市橋本	平 1 1 ・ 8 ・ 4	1
ENEOS 和歌山石油精製(株) 海南工場	海南市藤白	平 4 ・ 4 ・ 7	1
(株)三宝化学研究所 和歌山工場	和歌山市小雑賀	平 5 ・ 1 0 ・ 2 8	1
イズミヤ(株)	和歌山市新生町	平 1 5 ・ 5 ・ 1 9	1
合 計			5 1 9

< 参考資料 >

【 検 定 ・ 検 査 実 績 】

種 類		令 和 4 年 度			令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		個 数	不 合 格 数	手 数 料 (円)	個 数	不 合 格 数	手 数 料 (円)	個 数	不 合 格 数	手 数 料 (円)
検 定	タクシ-メ-ター	1,212	1	848,400	1,238	0	866,600	1,195	0	836,500
	小 計	1,212	1	848,400	1,238	0	866,600	1,195	0	836,500
	面積計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	質量計	19	1	195,150	10	0	143,100	31	0	99,500
	その他の手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	19	1	195,150	10	0	143,100	31	0	99,500
	体積計	631	0	1,293,550	474	2	971,700	360	0	738,000
	自動車等給油メーター	102	0	209,100	85	0	174,250	89	0	182,450
	小型車載燃料油メーター	18	0	36,900	23	0	47,150	26	0	53,300
	大型車載燃料油メーター	7	0	14,350	3	0	6,150	1	0	2,050
	定置式燃料油メーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易式燃料油メーター	6	0	38,400	7	0	44,800	3	0	19,200
	液化石油ガスメーター	2	0	200	0	0	0	12	0	1,200
	膜式ガスメーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	接線流羽根式水道メーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アネロイド型圧力計	0	0	0	0	0	0	3	0	270
	ガラス製温度計	0	0	0	0	0	0	1	0	50
	小 計	766	0	1,592,500	592	2	1,244,050	495	0	996,520
	合 計	1,997	2	2,636,050	1,840	2	2,253,750	1,721	0	1,932,520
検 査	環境計量器	2	0	74,600	0	0	0	1	0	37,300
	性能が高い旨の表記のある騒音計	5	0	113,500	1	0	22,700	3	0	68,100
	性能が普通である旨の表記のある騒音計	4	0	129,600	1	0	32,400	7	0	226,800
	振動レベル計	2	0	50,600	1	0	25,300	6	0	151,800
	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	3	0	493,900	3	0	405,500	2	0	211,400
	化学発光式窒素酸化物濃度計	2	1	186,200	2	0	186,200	0	0	0
	磁気式酸素濃度計	1	0	99,100	1	0	143,300	2	0	198,200
	非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	0	0	0	1	0	98,200	0	0	0
	非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	3	0	279,300	1	0	93,100	2	0	186,200
	ジルコニア式酸素濃度計	22	1	1,426,800	11	0	1,006,700	23	0	1,079,800
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基準器	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基準面積板	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一級基準分銅 (F-2)	0	0	0	8	0	39,700	0	0	0
	二級基準分銅 (M-1)	123	0	93,140	159	0	117,020	128	0	96,620
	三級基準分銅 (M-2)	139	0	85,760	160	0	96,520	183	0	107,050
	基準タンク	4	0	54,400	0	0	0	1	0	13,600
	湿式基準ガスメーター	7	0	128,800	9	0	165,600	2	0	36,800
	タクシ-メ-ター装置検査用基準器	2	0	26,800	0	0	0	1	0	13,400
	小 計	275	0	388,900	336	0	418,840	315	0	267,470
	質量計	3,755	1	2,263,000	2,840	2	2,339,150	0	0	0
	小型 (一般)	84	0	1,564,000	111	2	1,971,400	101	2	1,941,500
	大型 (一般)	19	0	527,000	40	0	1,154,600	23	0	633,900
	大型 (計証)	3,858	1	4,354,000	2,991	4	5,465,150	124	2	2,575,400
	小 計	4,155	2	6,169,700	3,338	4	6,890,690	462	2	3,922,670
	合 計	6,152	4	8,805,750	5,178	6	9,144,440	2,183	2	5,855,190
	総 合 計									